

つり上げ荷重5トン未満の

クレーンの運転業務特別教育(学科のみ)実施のご案内

貴社ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は当支部の事業運営に格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、労働安全衛生法第59条第3項では、事業者は危険又は有害な業務で、厚生労働省令で定めるもの(安全衛生規則第36条)に労働者をつかせる時は当該業務に関する安全又は衛生のための特別教育を実施するよう義務づけております。

当支部では事業者に代わって標記の教育を実施致します。

大勢の皆さまのお申込みをお待ちしております。

記

- 開催日 : (1日目) 令和6年11月14日(木) 9:30~17:30
(2日目) 令和6年11月15日(金) 9:30~11:35
- 会場 : (1日目) 茨木市市民総合センター1階101号室
(2日目) 茨木市市民総合センター1階101号室
(茨木市駅前4-6-16)
- 内容 : (1)クレーンに関する知識 3時間
(2)原動機及び電気に関する知識 3時間
(3)クレーンの運転のために必要な力学に関する知識 2時間
(4)関係法令 1時間

※ 実技教育は各事業場で、クレーンの運転について3時間以上、クレーンの運転のための合図について1時間以上実施してください。
※ 実技教育をご希望の場合はお問合せください。

- 講習料金 : 会 員 8,855円【受講料7,150円(税込)、テキスト代1,705円(税込)】
非 会 員 9,955円【受講料8,250円(税込)、テキスト代1,705円(税込)】
- 申込み : 裏面の申込書に必要事項を記入しFAXしてください。
- 支払い : 銀行振り込み

※ 申し込み手続き終了後は、講習料金の返金はできません。

〒567-0881 茨木市上中条2-5-37 すばるビル301
(公社)大阪労働基準連合会 茨木労働基準協会支部
TEL:072-622-8487 FAX:072-621-5763
※ 受講料振込先 りそな銀行茨木西支店(普通)1135303
(公社)大阪労働基準連合会 茨木労働基準協会支部
適格請求書発行事業者の登録番号:T7120005015256

令和 年 月 日

(公社)大阪労働基準連合会 茨木労働基準協会支部 宛
FAX:072-621-5763

クレーンの運転(5トン未満)特別教育受講申込書
(令和6年11月14日、15日開催分)

記入不要	フリガナ	現住所
	受講者氏名	
	生年月日	

受講者()人分 支払総額()円

テキストは講習当日、会場でお渡しします。

事業所名			
所在地	〒 -		
担当者氏名 及び連絡先	氏名		
	所属		
	TEL		FAX

※ 下欄には記載しないでください。

受付日	受講資格	講習料金	受講票	備考